

釜石市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により令和2年9月7日から令和3年2月4日までの期間中に実施した定期監査の結果を、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

令和3年3月12日

釜石市監査委員 小林 俊 輔

釜石市監査委員 山崎 長 栄

[別紙]

定期監査の結果に関する報告

第1 監査の対象及び実施期間

No	対象部課等	実施期間
1	総務企画部税務課	令和2年 9月 7日から令和2年 9月 10日まで
2	総務企画部総合政策課	令和2年 9月 14日から令和2年 9月 17日まで
3	復興推進本部事務局	令和2年 9月 14日から令和2年 9月 17日まで
4	復興推進本部都市整備推進室	令和2年 9月 28日から令和2年 10月 1日まで
5	建設部建設課	令和2年 10月 5日から令和2年 10月 8日まで
6	建設部都市計画課	令和2年 10月 19日から令和2年 10月 22日まで
7	産業振興部国際港湾産業課	令和2年 10月 26日から令和2年 10月 29日まで
8	産業振興部水産課	令和2年 10月 26日から令和2年 10月 29日まで
9	産業振興部農林課	令和2年 11月 9日から令和2年 11月 12日まで
10	産業振興部商工観光課	令和2年 11月 16日から令和2年 11月 19日まで
11	文化スポーツ部文化振興課	令和2年 11月 30日から令和2年 12月 3日まで
12	文化スポーツ部スポーツ推進課	令和2年 12月 7日から令和2年 12月 10日まで
13	文化スポーツ部世界遺産課	令和2年 12月 21日から令和2年 12月 24日まで
14	保健福祉部健康推進課 保健福祉部健康推進課保健福祉センター	令和3年 1月 4日から令和3年 1月 7日まで
15	保健福祉部高齢介護福祉課	令和3年 1月 12日から令和3年 1月 15日まで
16	保健福祉部子ども課 保健福祉部子ども課すくすく親子教室 保健福祉部子ども課上中島こども園	令和3年 1月 25日から令和3年 1月 28日まで
17	会計課	令和3年 2月 1日から令和3年 2月 4日まで
18	議会事務局	令和3年 2月 1日から令和3年 2月 4日まで

第2 監査の実施場所

監査委員室

第3 監査の対象範囲

令和元年度及び令和2年度における財務に関する事務の執行状況

第4 監査の着眼点

監査対象に係るリスクの重要度等を考慮し、監査の重点項目と対応する着眼点を次のとおりとした。

重点項目	監査の着眼点
契約事務	○ 履行内容は、設計書や仕様書等に合致し、契約書どおりの履行がなされているか。 ○ 検査、検収等が厳正に行われ、検査調書等は適正に作成されているか。

補助金交付事務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補助金の算出は、交付要綱に基づき適正に行われているか。また、合理的な基準によるものか。 ○ 交付条件どおりに履行されているか。 ○ 事業計画書どおりの精算が行われているか。
収入事務	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調定はその根拠となる法令等に適合しているか。 ○ 調定の時期及び手続は適正か。 ○ 督促、催告、不納欠損処分等の滞納整理事務は法令等に基づき適正に行われているか。

第5 監査の実施内容

- 1 釜石市監査基準（令和2年釜石市監査委員告示第3号）に準拠し、令和2年度監査等実施計画及び定期監査実施要領に基づいて実施した。
- 2 各課等に提出を求めた財務に関する事務に係る書類について、公正で合理的かつ効率的に実施されているかという観点から、帳簿及び証書類等との照合、確認等の通常実施すべき監査手続により実施するとともに、必要に応じてその都度担当職員から説明を聴取し、適否の確認を行った。

第6 監査の結果

各課等における事務の執行は、関係法令及び条例、規則並びに議会の議決、その他の定めるところに基づいて執行されており、全般的におおむね良好であると認めた。

ただし、事務処理の一部に改善を要する点も見受けられたため、以下に掲げる事項については適切に措置され事務の適正かつ効率的な執行を図られたい。

（指摘事項）

1 総務企画部税務課

釜石市納税貯蓄組合補助金において、補助金交付要綱の「市長が特に認めた組合」の条項を適用する組合がある場合に、公益上の利益を明確にするため起案にその理由を明示すべきであると事務処理の適正化を求めた。

2 産業振興部商工観光課

観光船運航事業で、発生した収入から観光ガイド料を支払いしていたが、これは総計予算主義（収入及び支出全ての歳入歳出予算への計上）に反することから、事務処理の適正化を求めた。

3 文化スポーツ部文化振興課

釜石市民ホールの指定管理において、指定管理者として行う管理行為（維持管理及び提案事業）と団体の自主事業（収入支出が団体に帰属）の収支は区分して報告を求めるべきである。また、提案事業費については、指定管理料が事業費に対し過充当とならない積算とするよう事務の適正化を求めた。